
今月のテーマ 生前贈与における税務上の注意点

生前贈与とは相続税の話題の中で耳にする言葉です。文字通り、生前に子供や孫へ財産を贈与することで、被相続人の財産を減らすことを目的に行われるものですが、ただ贈与すればよいというものではなく、きちんと手順を踏まないと税務署に贈与と認められない場合もありますので注意が必要です。今回は生前贈与における税務上の注意点についてご紹介いたします。

1. 贈与とは

贈与について、民法第 549 条に『贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。』と規定されています。

したがって、何かを人にあげた行為が法的に贈与であると証明するためには、贈与者(あげた人)と受贈者(もらった人)の双方の意思表示(「あげます」「もらいます」)が不可欠となり、それを証明するために贈与契約書を作成することが必要です。

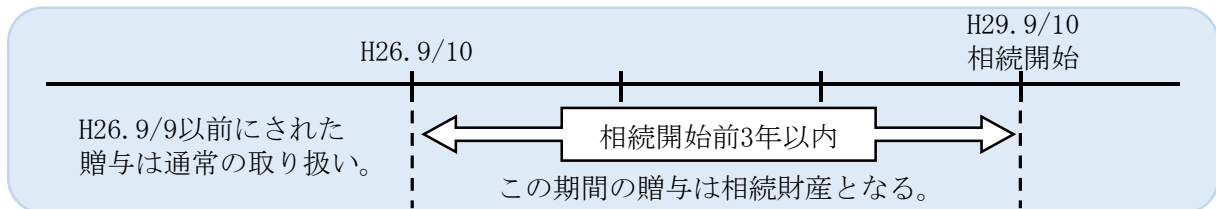
なお、贈与契約書は公証役場で確定日付をもらうことで、さかのぼって契約書を作成したという疑いが生じにくくなるため、より証明力が高まると思います。

2. 相続開始前 3 年以内の贈与は相続税がかかる

例えば医師から余命宣告を受けたような場合に、少しでも財産を減らして相続税を安くしようと急いで現預金を贈与したとします。この贈与が被相続人の死亡(相続開始)前3年以内に行われていると相続税法の規定により、贈与された財産は被相続人の財産として相続税を計算します。つまり、節税のために贈与したとしても相続税がかかってしまうことになります。

したがって、生前贈与により相続税を節税する場合には、上記の規定に引っかからないために、早め早めの贈与を行うことが大切です。

なお、贈与税の申告をして贈与税を納めた場合は、その贈与税は相続税の申告時に納めるべき相続税から控除されます。



3. 名義預金に注意

親が子供の名前で口座を開き、そこに親自身の口座からお金を移動させているケースがあります。このような預金口座について、通帳・印鑑を子供本人ではなく親が保管していたり、そもそも子供がその口座の存在を知らなかったりすると、その預金口座は税務上、名義預金と呼ばれ親自身の財産として取り扱われることになります。これは親子間に限らず、夫婦・兄弟姉妹間についても同様に判断されます。

名義預金と認定されることを回避するためには、口座の名義人に口座の存在を知らせ、通帳・印鑑を渡し本人に管理させることが有効です。そして、資金を贈与した事実として贈与契約書の作成と、贈与税がかかる場合には贈与税の申告が必要となります。

なお、名義預金については、上記 2 の相続開始前 3 年以内の贈与という期間の縛りはなく、10 年以上前に作成した預金口座であっても、名義預金に該当するか否かで相続税がかかる財産と判断される点も注意が必要です。

4. 連年贈与とされないために

原則的な贈与税の計算では、贈与額が基礎控除である年間 110 万円以下の場合は贈与税がかかりません。したがって毎年 110 万円以下の現預金を親から子へ贈与することで、親の財産を減らすことが可能となります。

しかし、例えば親から子へ 10 年間毎年現金 100 万円を贈与していた場合、税務署側の判断として、当初から 1,000 万円を 10 年間に分割して贈与する契約を締結していたものとして贈与税の課税がされる可能性がありますので注意が必要です。

これを防ぐためには、やはり毎年贈与契約書を作成して、年ごとに贈与する金額を変えたり、同じ金額であれば贈与する時期を変えたりして、一連の贈与ではない事実を客観的に判定できるようにしておくことが有効です。